国立大学法人埼玉大学教育学部附属学校学校評議員規程

(平成16年4月1日規則第50号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第12条第2項の規定に基づき、学校評議員に関し、必要な 事項を定める。

(設置)

第2条 本学教育学部の各附属学校に、学校評議員を置くことができる。

(職務)

- 第3条 学校評議員は、校長(幼稚園にあっては、園長。以下同じ。)の求めに応じて学校の運営に関し、 次に掲げる事項について意見を述べることができる。
 - (1) 附属学校の教育目標及び教育計画に関する事項
 - (2) 附属学校の教育活動に関する事項
 - (3) 附属学校と地域との連携に関する事項
 - (4) その他校長が必要と認める事項
- 2 校長は、前項の意見を求めるに当たり、学校評議員に対し、附属学校の活動状況等について説明するものとする。

(委嘱)

- 第4条 学校評議員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、学長が委嘱する。
- 2 学校評議員は、非常勤とし、各附属学校10名以内とする。
- 3 学校評議員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は補充することができる ものとする。その場合の学校評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学校評議員会)

- 第5条 校長は、必要に応じて学校評議員を召集して学校評議員の会議(以下「学校評議員会」という。) を開き、学校評議員に対して意見を求めることができる。
- 2 学校評議員会は、校長が主宰する。

(守秘義務)

第6条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 2 前項の秘密に属する事項を公表するには、他の法令等の定めがある場合を除き、校長の許可を要する。

(事務)

第7条 学校評議員に関する事務は、各附属学校事務室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、校長が定める。